



## 子育てカレンダー 6月中旬～7月上旬



今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、記載情報に変更となる可能性があります。最新情報は、町ホームページなどで確認いただき、参加にあたっては事前に各問合せ先へご確認ください。

### Enjoy

### すくすく

#### 6/18・7/7 保育体験

親子で参加する保育体験です。  
**対象**：平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれの幼児と保護者(年度途中での参加も随時募集しています)  
**時間**：午前9時30分～11時30分  
**費用**：保険料756円(13回分 初回参加時にご用意ください)



**場所・問合せ**：町立鳩山幼稚園 ☎ 296-0592

#### 6/23(水) はとっこひろば「はとっこ」

はとっこひろばのボランティアさんが、簡単な工作をしながらお子さんと遊んだり、保護者の方の相談や気になることなどをお聞きします。

**内容**：七夕飾り作り  
**時間**：①午前10時30分～11時20分 ②午前11時40分～午後0時30分の2部制  
**定員・申込**：各回2組(全4組)事前申込み、費用無料。定員になり次第受付を終了。



**問合せ・場所**：ニュータウンふくしプラザ ☎ 290-5469

#### 6/15(火) 乳児健診

次の期間に生まれたお子さんを対象に乳児健診を行います。  
**対象**：令和3年1～2月生まれ(3～5か月児)、令和2年7～8月生まれ(9～11か月児)  
**内容**：身体計測、内科診察、歯科相談、栄養相談、保健相談など ※受付時間、持ち物等詳細は個別に通知します。

**場所・問合せ**：町保健センター ☎ 296-2530

#### 6/21(月) 妊婦・乳幼児健康相談

お子さんの成長確認や、育児相談等にご利用ください。  
**対象**：妊婦・生後4か月～4歳(事前予約制)  
**時間**：午前9時30分～11時  
**内容**：身体計測、健康相談、栄養相談  
**持ち物**：母子健康手帳、タオル  
**場所・問合せ**：町子育て世代包括支援センター「びっぴ」 ☎ 298-1136

#### 7/9(金) 2歳児歯科健診

次の期間に生まれたお子さんを対象に歯科健診を行います。  
**対象**：平成31年1月～令和元年6月生まれ  
**受付**：午前9時～9時30分  
**内容**：歯科医師によるお話、歯科診察、ブラッシング相談など ※対象者には個別に通知します。

**場所・問合せ**：町保健センター ☎ 296-2530

#### 7/11(日) ママパパ教室

妊娠中・産後を不安なく過ごせるように楽しく学びます。  
**対象**：妊婦(対象者には個別通知します)  
**時間**：午前10時～11時30分  
**内容**：マタニティエクササイズとリラクゼーション  
**場所・問合せ**：町子育て世代包括支援センター「びっぴ」 ☎ 298-1136

### 相談

#### 教育相談

学校に行くのをいやがる、友だちやクラスになじめない、何でも結構です。専門の相談員に気軽に「まず電話」してください。  
**日時**：6月3日・10日・17日・24日・7月1日・8日 いずれも木曜日 午前11時～午後4時  
**場所・問合せ**：町立鳩山中学校 さわやか相談室 ☎ 296-2230

#### ひばり子育て相談(電話相談)

外出するのはちよつと大変という方に、保育士・看護師が適切なアドバイスをします。  
**受付時間**：平日(月～金) 午前9時～午後5時  
**問合せ**：ひばり子育て支援センター ☎ 296-5694



## ご存知ですか？児童手当



### ◆「現況届」をお忘れなく

現在、児童手当を受給している方は、現況届の提出が必要です。この届けは、6月以降の手当支給の可否を決定するためのものです。該当する方には5月下旬に提出書類等を郵送していますので、お早めの提出をお願いします(マイナンバーカードをお持ちの方はインターネットでの手続きも可能です)。

### ◆児童手当の月額

児童の年齢	児童手当の額
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特別給付として月額一律5,000円を支給します。

### ◆所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

児童手当は、家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前までの児童1人当たり月額10,000円または15,000円が支給される制度です。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

### ◆児童手当を受けられる対象者は？

町内に住所があり、中学校3年生(15歳到達後最初の年度末)までの児童を養育している方(原則として児童の親で主たる生計維持者)が、日本国内に住所を有している場合に支給されます。また、児童についても、海外留学中の場合などを除き、国内に住所を有していることが必要です。

### ◆児童手当を受けるためには？

児童手当を受けるためには町民健康課窓口への申請が必要です。また、公務員については、市区町村ではなく所属庁に申請することになります。支給開始については、原則として、申請した日の属する月の翌月分からとなります。申請が遅れると、遅れた分の児童手当を受けられなくなりますのでご注意ください。(例)6月1日申請→7月分から支給

### ◆支給月

6月(2～5月分)、10月(6～9月分)、2月(10～1月分)



## 離乳食教室 参加者募集

正しい離乳食の開始・進行は、子どもたちの成長・発達、健やかな親子関係の形成にとって重要な過程となります。初めて(久しぶり)の離乳食で、進め方などに戸惑いや不安を抱えるお母さん・お父さんなどのため、自信をもってお子さんの離乳期に対応できるよう「離乳食教室」を開催します。皆さまのご参加をお待ちしています。

- 対象 妊婦、1歳ごろまでのお子さんの保護者と家族
- 日時 7月14日(水) 午前10時～11時(受付は午前9時45分から)
- 場所 子育て世代包括支援センター「びっぴ」(町保健センター内)
- 定員 5組程度(定員を超えた場合は抽選)

保健センター及び子育て世代包括支援センター「びっぴ」では、離乳食や子育てに関する相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

- 担当 町管理栄養士
  - 内容 離乳食の始め方と進め方について(全体的なお話)、妊娠期・授乳期の食事について、離乳食相談
  - 持ち物 母子健康手帳、その他必要なもの
  - 申込・問合せ 6月14日(月)～7月12日(月)の期間に町保健センター ☎ 296-2530 または子育て世代包括支援センター「びっぴ」 ☎ 298-1136 までお申し込みください。
- ※新型コロナウイルス感染対策のため、規模・内容を縮小して実施します。体調がすぐれない方は参加をお控えください。また、会場での検温や手指消毒、できる限り少ない人数でのご参加など、感染予防へのご協力をお願いします。